

## 千葉県耕畜連携農業機械貸出事業実施要領

### 1 目的

この要領は、耕種農家と畜産農家のマッチングによる飼料及び堆肥の利用・供給に向けた、環境循環型農業の実現のために実施する「千葉県耕畜連携農業機械貸出事業」（以下「本事業」という。）において、市が農業機械（以下「機械」という。）を農業者に貸出しする場合に必要な事項を定める。

### 2 対象機械

本事業において貸出しの対象とする機械の一覧は別表のとおりとする。

### 3 対象者

本事業の対象者は、千葉県耕畜連携推進協議会構成員とする。

### 4 使用申請

本事業により機械の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農業機械使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。なお、申請に当たっては、以下（1）～（3）の事項について、市と協議を行い、合意を得ることとする。

- （1）機械を使用できる期間は、貸出開始日から5日以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。
- （2）機械の使用場所は市内であり、かつ、農作物を栽培する施設又はほ場内に限る。
- （3）その他使用に当たって必要な事項。

### 5 使用の承認

市は、提出された申請書の内容を基に、機械を貸出しするに当たって必要な事項を申請者と協議し、双方の合意の下、その使用を承認する場合は、千葉県耕畜連携農業機械使用承認通知書（様式第2号）により申請者へ通知するとともに、機械を貸出しする。

### 6 申請内容の変更及び承認

- （1）機械の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、申請した使用期間または使用場所あるいはその他使用に当たって必要な事項を変更する場合は、千葉県耕畜連携農業機械使用変更承認申請書（様式第3号）により、市の承認を得なければならない。
- （2）市は、前項に基づく申請について、使用者と協議の上、変更を承認する場合は千葉県耕畜連携農業機械使用変更承認通知書（様式第4号）により通知する。

## 7 機械の貸出し及び返却

- (1) 機械の貸出し及び返却の場所は、千葉市農政センター機械格納庫（千葉市若葉区野呂町714-3）とする。
- (2) 機械の貸出しは、市の立会いのもとで行う。使用者は、機械に不具合がないか、市とともに確認した上で貸出しを受けるものとする。
- (3) 使用者による機械の返却は、市の立会いのもとで行う。市は、機械の正常な作動、破損個所の有無、燃料の残量及び汚れなどの点検を行い、確認して返却を受ける。

## 8 料金

市が使用者に機械を貸出しする際の料金は無料とする。ただし、機械の燃料及び機械の運搬、その他機械を利用する上で必要となる費用は使用者の負担とする。

## 9 使用者の義務

- (1) 使用者は、機械を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- (2) 使用者は承認が得られた使用期間、機械の使用場所及びその他使用に当たって必要な事項を遵守すること。
- (3) 使用者は、貸出しを受けた機械の側を一時的に離れる際は、燃料コックが装備されている機械については燃料コックをオフにする。また、作業終了時には機械を鍵付き倉庫等に施錠保管し、使用者は施錠されていることを確認する。
- (4) 使用者は、貸出しを受けた機械を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに千葉市耕畜連携農業機械毀損等報告書（様式第5号）により、千葉市農政センター農業生産振興課に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 前項において、使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者は、その損害を賠償又は現状を回復するものとする。
- (6) 使用者は、機械を返却する際、十分に清掃し、消費した分の燃料を補充した上、市に使用管理簿（様式第6号）を提出しなければならない。
- (7) 使用者は、毎年、年度当初に市と事業の取組内容を協議の上、年度末までに千葉市耕畜連携農業機械使用成果報告書（様式第7号）を提出しなければならない。なお、事業の取組内容によっては任意の様式で報告書を提出することとする。
- (8) 使用者は、貸出しを受けた機械の使用に関するその他の情報について、市から報告を求められた場合は報告しなければならない。

## 10 協議

本要領に記載のない事項については、市と使用者の双方の協議の上決定する。

### 附 則

この要領は、令和6年12月18日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。

別表

対象機械の名称	商品名	貸出可能数量
自走マニアスプレッダ (堆肥散布機)	タカキタ製 SD-601	1台

様式第 1 号

年 月 日

千葉県耕畜連携農業機械使用承認申請書

(あて先) 千葉市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

動物性堆肥を散布したいため、千葉県耕畜連携農業機械貸出事業実施要領に基づき、次のとおり機械の使用承認を申請します。

対象機械	自走マニアスプレッダ	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
使用場所		
使用概要	使用後の栽培作物	
	面積	
備考		

## 千葉県耕畜連携農業機械使用承認通知書

様

千葉市長

年 月 日付けで申請があった農業機械の使用について、次のとおり承認します。

対象機械	自走マニアスプレッダ
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
備考	

## (機械の使用に関する条件)

使用者は次の事項を遵守し、機械を使用してください。

- 1 使用者は、機械を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- 2 使用者は承認が得られた使用期間、機械の使用場所及びその他使用に当たって必要な事項を遵守すること。
- 3 使用者は、貸出しを受けた機械の側を一時的に離れる際は、燃料コックが装備されている機械については燃料コックをオフにする。また、作業終了時には機械を鍵付き倉庫等に施錠保管し、使用者は施錠されていることを確認する。
- 4 使用者は、貸出しを受けた機械を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに千葉県耕畜連携農業機械毀損等報告書（様式第5号）により、千葉県農政センター農業生産振興課に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 前項において、使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者は、その損害を賠償又は現状を回復するものとする。
- 6 使用者は、機械を返却する際、十分に清掃し、消費した分の燃料を補充した上、市に使用管理簿（様式第6号）を提出しなければならない。
- 7 使用者は、毎年、年度当初に市と事業の取組内容を協議の上、年度末までに千葉県耕畜連携農業機械使用成果報告書（様式第7号）を提出しなければならない。なお、事業の取組内容によっては任意の様式で報告書を提出することとする。
- 8 使用者は、貸出しを受けた機械の使用に関するその他の情報について、市から報告を求められた場合は報告しなければならない。
- 9 記載のない事項については、市と使用者の双方の協議の上決定すること。

千葉県耕畜連携農業機械使用変更承認申請書

(あて先) 千葉市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで承認のあった農業機械の使用に係る合意事項ついて、以下理由により、次のとおり変更したいので、申請します。

対象機械	自走マニアスプレッダ
使用期間	(変更前) 年 月 日～ 年 月 日 (変更後) 年 月 日～ 年 月 日
使用場所	(変更前) (変更後)
変更理由	
備考	

年 月 日

## 千葉県耕畜連携農業機械使用変更承認通知書

様

千葉市長

年 月 日付けで申請があった農業機械の使用に係る変更について、次のとおり承認します。

対象機械	自走マニアスプレッダ
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	

## (機械の使用に関する条件)

使用者は次の事項を遵守し、機械を使用してください。

- 1 使用者は、機械を善良なる注意を持って使用し、管理するものとする。
- 2 使用者は承認が得られた使用期間、機械の使用場所及びその他使用に当たって必要な事項を遵守すること。
- 3 使用者は、貸出しを受けた機械の側を一時的に離れる際は、燃料コックが装備されている機械については燃料コックをオフにする。また、作業終了時には機械を鍵付き倉庫等に施錠保管し、使用者は施錠されていることを確認する。
- 4 使用者は、貸出しを受けた機械を故障させ、又は滅失させた場合は、速やかに千葉県耕畜連携農業機械毀損等報告書（様式第5号）により、千葉県農政センター農業生産振興課に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 前項において、使用者の責に帰すべき事由によるときは、使用者は、その損害を賠償又は現状を回復するものとする。
- 6 使用者は、機械を返却する際、十分に清掃し、消費した分の燃料を補充した上、市に使用管理簿（様式第6号）を提出しなければならない。
- 7 使用者は、毎年、年度当初に市と事業の取組内容を協議の上、年度末までに千葉県耕畜連携農業機械使用成果報告書（様式第7号）を提出しなければならない。なお、事業の取組内容によっては任意の様式で報告書を提出することとする。
- 8 使用者は、貸出しを受けた機械の使用に関するその他の情報について、市から報告を求められた場合は報告しなければならない。
- 9 記載のない事項については、市と使用者の双方の協議の上決定すること。

千葉県耕畜連携農業機械毀損等報告書

(あて先) 千葉市長

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで承認のあった農業機械の使用について、次の事項を報告します。

- 1 報告原因発生場所
- 2 報告原因発生日時
- 3 発生の状況及び対処
- 4 警察への報告  
有 ・ 無
- 5 その他報告事項
- 6 添付書類
  - (1) 毀損等の状況がわかる写真
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第6号

年 月 日

使用管理簿

(あて先) 千葉市長

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

年 月 日付で承認のあった農業機械の使用について、次の事項を報告します。

対象機械		自走マニアスプレッダ					
日付	使用時間	使用場所	作業人数 (人)	散布面積 (m <sup>2</sup> )	散布量 (kg)	散布後の 栽培作物	燃油量 (ℓ)
月 日	:						
月 日	:						
月 日	:						
月 日	:						
月 日	:						
月 日	:						
月 日	:						
備考							

(注) 書ききれない場合、必要に応じて列を追加すること。

様式第7号

年 月 日

千葉県耕畜連携農業機械使用成果報告書

(あて先) 千葉市長

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先電話 \_\_\_\_\_

令和 年度で承認のあった農業機械の使用に係る成果について、次のとおり報告します。

機械	自走マニアスプレッダ
① 使用時間合計	時間 分
② 使用面積合計	m <sup>2</sup> (自社 m <sup>2</sup> 、受託 m <sup>2</sup> )
③ 堆肥散布量合計	kg
④ 延べ労働人数	人 (常雇 人、臨時 人)
⑤ 使用燃油量合計	ℓ
⑥ 100 m <sup>2</sup> あたりの使用時間	時間 分 (①÷②×100)
⑦ 100 m <sup>2</sup> あたりの堆肥散布量	kg (③÷②×100)
⑧ 1時間あたりの堆肥散布量	kg (③÷①)
⑨ 100 m <sup>2</sup> あたりの労働人数	人 (④÷②×100)
⑩ 10a あたりの燃油量	ℓ (⑤÷②×1000)
⑪ 運搬までの最長距離	km ( 町)
⑫ 散布後の栽培作物面積の内訳	別紙のとおり
⑬ 受託料金の算出根拠及び各経費等の内訳	別紙のとおり
⑭ 堆肥積載・運搬・機械使用方法に関する問題点と課題	別紙のとおり
⑮ その他の問題点と課題	別紙のとおり
⑯ 目標達成度と課題に対する次年度の対応策	別紙のとおり
備考	

※⑩は使用者の拠点からの移動距離